

令和7年度 目黒区立緑ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

目黒区立緑ヶ丘小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）等に基づき、いじめの防止等のための対策を組織的かつ効果的に推進するために、「目黒区立緑ヶ丘小学校いじめ対策委員会」を設置するとともに、「目黒区立緑ヶ丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめ問題に対する基本方針

(1) 策定の目的

本校は、児童一人一人の人権を尊重し、いじめのない学校を実現するために、目黒区教育委員会、保護者、地域及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、特別な支援を必要とする児童への配慮や、インターネットを介したいじめへの対応及び重大事態への対処などの総合的な対策を組織的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいう。

II 学校いじめ対策委員会

(1) 設置の目的

学校における最重要課題の一つであるいじめ問題に対応し、いじめのない学校の実現等を目的とする総合的な対策を組織的かつ効果的に推進するために、本委員会を設置する。本委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。

また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応し切れない場合は、本委員会を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

(2) 構成

校長・副校長・主幹・生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーをもって構成する。ただし、校長が必要と認めた場合は、新たな人員を加えることができる。

(3) 役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次に掲げる対応を組織的に行うものとする。

ア、学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成

イ、具体的に実効性のある校内研修の企画

ウ、実態把握及び情報収集

エ、いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応

オ、いじめ事案に関する事実関係の調査

カ、再発防止に向けた取組みの実施

なお、当該組織は、学校基本方針の策定及び見直し、各学校で計画した取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめ防止等の取組みについて、PDCAサイクルで検証する。

(4) 学校サポートチームの構成員

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、青少年委員、民生児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

Ⅲ 学校におけるいじめ防止の取組

(1) いじめの未然防止

全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度及び他を尊重し重んじる態度で授業や行事に主体的に参加し、日々の学校生活が充実するよう、授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

次に掲げる取組みを計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

ア、月1回の「人権尊重の日」における月ごとの目標についての全校及び学級での指導の充実

イ、週1回の生活指導夕会による配慮を要する児童についての共通理解、共通実践

ウ、「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上

エ、命を大切に、思いやりの心を育てる道徳授業を柱とした道徳教育の充実

オ、授業改善プランの作成・実施を通じた丁寧で分かりやすい、個に応じた授業の実践

カ、言語活動、体験活動等を通じたコミュニケーション能力の育成

キ、学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成

ク、学級活動(係活動や班活動等)の充実を図るとともに望ましい人間関係の構築に向けた支援

ケ、委員会による学校生活をよりよいものにする活動の実施・充実

コ、縦割り班活動等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実

サ、いじめについて、児童・生徒が主体的に考える未然防止等の活動の充実

シ、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組みの充実

ス、あいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

セ、日常の教育相談、保護者会、学校だより等を通じた家庭との連携

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

そのために、教師は研ぎ澄まされた人権感覚をもち、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。併せて、定期的なアンケート調査、教育相談等により、次に掲げるいじめの早期発見に向けた積極的な取組を行う。

ア、定期的なアンケート調査の実施

年3回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を行う。

イ、個人面談、教育相談の実施

児童と学級担任、児童とスクールカウンセラーとの個人面談や教育相談を積極的に実施し、児童の表情を見ながら、本人や友人のこと、学級のことなどを把握する。

ウ、校内巡回等を通した児童の観察

学級経営を学級担任まかせにせず、管理職、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行い、複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

エ、学校だよりや保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、年度の初めの学校だよりや保護者会において、「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

オ、保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

カ、緑が丘学童保育クラブ、児童館、ランドセルひろば及び住区センターとの連携

放課後における児童の様子について把握するため、緑が丘学童保育クラブ、緑が丘児童館、ランドセルひろば及び自由が丘住区センターに対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、以下の通り、学校いじめ対策委員会を中核とした対応を速やかに行う。

ア、いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。

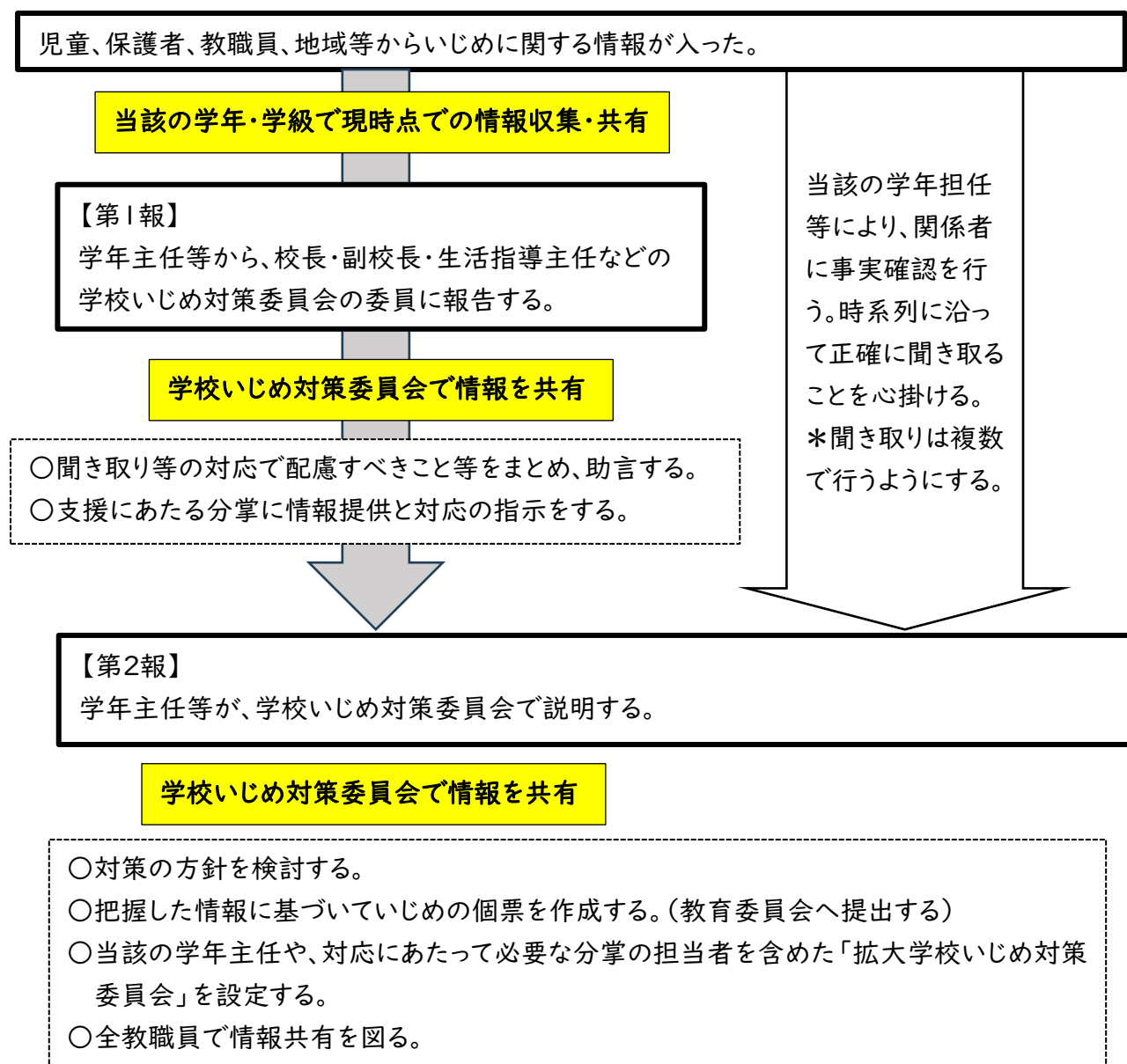
その際は、適切な指導・支援を行い、被害児童及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。

ウ、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針 を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速に組織的な対応を行うため、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。

エ、把握した情報に基づいて「いじめに関する児童・生徒の記録(個票)」を作成し、学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

オ、いじめは簡単には解決しないことを認識し、指導後も十分に様子を見守っていく。二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないために、事後も被害児童への定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り指導を継続していく。

(4) いじめの初期対応



(5) 特別な支援を必要とする児童への配慮

いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育を推進し、次の点に意識しながら、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童及び特別支援学級に在籍する児童についての理解・啓発を積極的に進めていく。

ア、交流学級担任と特別支援教室担任及び特別支援学級担任との連携

交流学級担任と特別支援教室担任及び特別支援学級担任は、相互の連携を密に行い、発言内容、表情及び行動の変化等について情報を交換する。また、個別指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標並びに進め方等について、指導方針を共有し、共通理解、共通実践をする。

イ、常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会（帰りの会）等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

ウ、全教職員での情報共有

児童理解全体会や生活指導夕会等を活用し、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

エ、他の児童への理解・啓発

年度当初の全校朝会の校長講話を通して、特別支援学級に在籍する児童及び特別支援教室に通級する児童についての理解・啓発を図る。

また、特別支援学級の担任が、通常学級の1年生を対象に特別支援学級の児童についての理解・啓発を図る授業を行う。

(6) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処する。

ア、メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、安全指導日を活用して全学級で情報モラル教育を実施する。また、東京都の「ファミリールール」などを適宜取入れたセーフティ教室等の実施を通じて児童、保護者、地域への啓発に努め、全教職員でインターネットを使ったいじめの未然防止を図る。

イ、保護者会や、家庭教育学級の研修会等でメールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れたりしながら家庭への啓発を図っていく。

ウ、メールやLINE、SNS等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や 画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努める。

(7) いじめ防止の取組の年間計画

	児童	教職員	保護者等	留意事項
4月	・学級開き ・学級目標作成 ・セーフティ教室(1年)	・児童情報の引き継ぎ ・教室環境の整備 ・学校いじめ基本方針の確認 ・職員会議 (児童理解・情報交換) ・生活指導部会 ・校内委員会	・保護者会 ・SCの周知 ・学校公開	・年度当初に、校長や担任から、いじめを許さない学校・学級づくりについて講話をする。
5月	・総合質問紙調査 i-check	・小・中連携の日 ・授業観察 ・生活指導部会 ・校内委員会		
6月	・「ふれあい月間」 ・「STOP!いじめ 私の行動宣言」 ・特別の教科道徳授業「思いやり」等 ・学校生活アンケート(記名) ・生命(いのち)の安全教育 ・SCによる全員面談(5年)	・授業観察 ・職員会議 (児童理解・情報交換) ・生活指導全体会 ・校内委員会		・SCによる全員面談は、SCと連携し計画・立案する。 ・生活指導全体会を通して、児童理解に努める。
7月	・セーフティ教室(4年) ・SOSの出し方に関する教育(3～6年)	・生活指導部会 ・校内委員会	・個人面談	
8月		・職員会議 (児童理解・情報交換) ・生活指導部会 ・校内委員会 ・特別支援教育研修 ・生命等にかかわる重大事態発生時の対応訓練		
9月	・学校生活アンケート(無記名) ・学校公開	・生活指導部会 ・校内委員会	・学校公開 ・道徳授業地	・長期休業明けの児童の様子

	(特別の教科道徳授業) ・いじめ防止のための学習プログラム① ・セーフティ教室(2年)	・学校公開 ・道徳授業地区公開講座	区公開講座	を把握する。
10月	・特別の教科道徳授業 「思いやり」等 ・総合質問紙調査 i-check ・セーフティ教室(6年) ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議に向けた話し合い(6年)	・生活指導部会 ・校内委員会 ・学校保健委員会 ・授業観察 ・四者協	・学校保健委員会	・道徳的な判断力をはぐくむ授業を計画する。
11月	・「ふれあい月間」 ・セーフティ教室(3年・5年) ・小・中連携の日 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議(6年)	・小・中連携の日 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議 ・地域教育懇談会 ・職員会議 (児童理解・情報交換) ・生活指導部会 ・校内委員会	・地域教育懇談会	・いじめ防止に向けて児童が主体的に行動できるように、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の結果を共有する。
12月	・いじめ防止のための学習プログラム②	・生活指導部会 ・校内委員会	・個人面談	
1月	・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の報告	・職員会議 (児童理解・情報交換) ・生活指導部会 ・校内委員会		・長期休業明けの児童の様子を把握する。 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の報告を受け、行動宣言の見直しを行う。
2月	・特別の教科道徳授業 「思いやり」等 ・学校生活アンケート(記名) ・いじめ防止のための学習プログラム③ ・学校公開	・学校公開 ・生活指導部会 ・校内委員会 ・小・中連携の日	・学校公開	・いじめへの理解と認識を深め、行動に移す実践力をはぐくむため、いじめ防止のための学習プログラムを活用する。

3月	・中学校授業・部活動体験 (5年)	・新学年への引き継ぎ 事項のまとめ ・中学校への引き継ぎ ・学級編制替え	・保護者会	・今年度の成果 と課題を教職 員で共有する。
----	----------------------	---	-------	------------------------------

Ⅲ 重大事態への対応

Ⅰ 重大事態の定義

いじめによる重大事態を、いじめを受けた児童の状況に着目して、次の通りと判断する。

(1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

ア、児童が自殺を企図した場合

イ、身体に重大な障害を負った場合

ウ、金品等に重大な被害を被った場合

エ、精神性の疾患を発症した場合

オ、その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

(2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

ア、相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

イ、児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして目黒区教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

Ⅱ 重大事態への対処

(1) 調査

ア、いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合は、学校が主体となって調査を行う。それ以外の事案については、教育委員会が主体となって調査を行う。

イ、調査についての細則は、目黒区いじめ防止対策基本方針第4章1, 2に定める通りとする。

(2) 学校の対処の基本

ア、被害児童の安全を確実に守る。

イ、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確実に設定する。

ウ、いじめに関する情報を保護者等に伝えとともに、解決に向けて連携して取り組む。

エ、必要に応じて、児童や保護者等への心のケアを継続的に行う。

オ、関係諸機関や専門家等との相談・連携による対応を行う。

カ、重大事態発生について、前述のとおり教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受ける。

キ、事案により重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を実施し、区長等の指示による再調査がある場合には、これに協力する。

3 重大事態の報告

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対応を行う。

- (1) 校長は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会に報告する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、いじめに関する情報の収集と記録、共有を組織的に行う。また、調査結果を目黒区教育委員会に報告する。
- (3) 調査結果を踏まえ、目黒区教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて、必要な措置を講ずる。

4 重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

ア、重大事態の調査結果報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、区長は再調査を実施する。

イ、いじめを受けた児童や保護者に対して、適時・適切な方法により再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置

ア、再調査を実施する機関として、「目黒区いじめ問題再調査委員会」を設置することができる。

イ、再調査委員会は、当該調査の公平性・中立性を図るため、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会以外の者で、専門的な知識を有する弁護士や精神科医または心理士、学識経験者、福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者により構成する。

(1) 再調査の結果を踏まえ措置等

ア、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事等の派遣及び心理・福祉の専門家や警察関係者等の外部専門家の追加配置等の必要な措置を行う。

イ、再調査を行った場合は、区長はその結果を区議会へ報告する。